

多可町 Web 口座振替受付サービスシステム導入業務仕様書

1 業務名

多可町 Web 口座振替受付サービスシステム導入業務

2 目的

本業務は、多可町（以下「委託者」という。）が町税等を徴収する口座振替の申込手続きを、インターネット上でも可能とするサービス（以下「Web 口座振替受付サービス」）を導入することを目的としている。

3 業務の内容

- (1) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
※サービスの運用開始は令和7年1月1日以前とする。ただし、対応金融機関との協議により開始時期を変更する場合がある。
- (2) 実施場所 兵庫県多可郡多可町税務課等
- (3) 業務詳細 以下で掲げる仕様を満たす内容とする。
 - ア 受託者は、口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申し込むに当たり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申し込みから登録までの一連の作業を完了させる機能を準備すること。
 - イ 上記機能により口座振替の申し込みがあった際、ネット口座振替受付 GW サービスへの接続を行った上で、対象金融機関に新規申込者の口座情報の照会・登録依頼を行うこと。
 - ウ 受託者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者に対しては、メール等により通知すること。
 - エ 受託者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、口座振替等受付結果の一覧表（CSV ファイル）及び、登録結果 1 件ごとの帳票（PDF ファイル等）を作成し、翌日までに委託者に還元する。
 - オ 受託者は必要な接続サービスがあれば間接契約の上、契約を行うこと。
 - カ 受託者は、取引件数の報告を担当課ごとかつ科目ごとに、また全課分を合計した取引件数（内訳含む）を委託者に報告すること。

4 サービスを構築する上での留意点

- (1) 対応するチャンネル
パソコン、スマートフォン、タブレット端末等
- (2) 対応金融機関等

但馬銀行、中兵庫信用金庫、みのり農業協同組合、兵庫県信用組合、ゆうちょ銀行計5行

(3) サービス利用者

(2) に対応する金融機関等において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有しているもの（個人に限る）

(4) サービス提供日時

原則 24 時間 365 日とする。

※金融機関等及び Web 口座振替受付サービスのシステムメンテナンス等の場合を除く。

(5) 担当課、対象科目

担当課	対象科目
税務課	町県民税（普通徴収）
	町県民税（特別徴収）
	固定資産税
	軽自動車税（種別割）
	国民健康保険税
	後期高齢者医療保険料
介護保険料	
定住推進課	住宅使用料
教育総務課	学校給食費
こども未来課	学童保育利用料

(6) 入力画面

ア 入力科目ごとに作成し、科目ごとに入力項目の制御ができること。

イ 入力項目及び入力方法（選択式又は直接入力式）及び入力項目順序、還元項目、表示内容等については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

※口座情報の認証方法については、(株)NTT データが提供するネット口座振替受付 GW に準拠すること。

※入力項目については、今後増減することがある。最終的な入力項目は受託者と協議する。

(7) 委託者への登録結果の回答方法

委託者への口座振替登録結果は LGWAN を使用して送付する。

(8) 情報セキュリティ対策

ア 受託者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

イ 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）

が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証 (ISO/IEC27001) を取得していること。

- ウ 受託者は、JIPDEC からプライバシーマーク (P マーク) の使用許諾を受けていること。
- エ 受託者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準 (公益財団法人金融情報システムセンター) に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを 24 時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。

5 契約金額の支払方法

- (1) 受託者は、サービス実装後直ちに「サービス実装報告書」を提出して、委託者の検査を受けることとする。
- (2) 受託者は、上記アにおいて、委託者の検査に合格した後、サービス導入費用 (初期費用) に係る料金を委託者が指定する方法により請求するものとする。
- (3) 受託者は、各月末日を締め日として月処理件数を算出し、委託者に対し、月処理件数を記載した「業務完了報告書」を提出する。
- (4) 受託者は「業務完了報告書」の提出後に、当該月のサービス利用月額料金と、申込受付 1 件あたりの処理単価に月処理件数を乗じて得た額 (以下「従量料金」という。) との合計額 (消費税及び地方消費税含む) を請求することができる。この場合、受託者は明細を記載した請求内訳書を添付するものとする。

6 仕様書と利用規約等の位置付け

Web 口座振替受付サービス利用に当たり、受託者が別に定める利用規約等と本仕様書の仕様が異なるときは本仕様書の規定が利用規約等に優先して適用されるものとする。

7 システムに関する著作権等の取扱い

- (1) サービス導入に係り構築されたシステムに関する著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。) は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、受託者から委託者へ当該契約に係る委託料が完済されたときに、受託者から委託者へ転移する。なお、係る受託者から委託者への著作権移転の対価は委託料に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、当該システムの著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、当該システムが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

- (4) 当該システムに関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者はその責任と負担の下、これに対処し、解決するものとする。

8 その他

- (1) 委託者は、還元専用サイト又は電話、メール等により、最低 30 日間は口座振替情報登録の確認を行うことができることとする。
- (2) 受託者は、委託者からの問合せに対し、電話又はメール等にて土、日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までに回答することとする。
- (3) 受託者は、システム上で確認できる申込者向けの操作説明等を用意することとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、疑義を生じた事項又は本仕様書の変更は、委託者と受託者による協議の上、処理するものとする。